

令和6年度

久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事仕様書

久喜市

1. 工事名称 久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館等解体工事

2. 工事場所 久喜市栗橋中央1丁目11番1地内

3. 契約工期 契約日から令和9年3月31日まで

4. 対象建築物等

本工事の対象建築物等は、以下のとおりとする。

(1) 所 在：久喜市栗橋中央1丁目11番1 (別添：案内図参照)

(2) 用途地域：第1種住居地域

(3) 建築物等の概要

(ア) しずか館

構 造 鉄筋コンクリート造 4階建

延床面積 約4,300㎡

建 築 年 昭和53年

(イ) 体育館

構 造 鉄筋コンクリート造 2階建

延床面積 約840㎡

建 築 年 昭和50年

(ウ) プール

構 造 鉄筋コンクリート造

延床面積 約700㎡

設 置 年 昭和57年

(エ) 合併浄化槽

構 造 鉄筋コンクリート造

容 量 100m³

設 置 年 昭和53年

(オ) その他の工作物

キュービクル 1基、受水槽 1基など

(4) 残置物

しずか館等の対象建築物内調査未了のため、残置物は不明。なお、処分費については本工事範囲内とする。

5. 工事項目

仮設工事、本体解体工事、電気設備撤去工事（引き込み線等撤去手続きを含む）、機械設備撤去工事、植栽の伐採伐根（草刈り含む）、敷地整地（雑草対策含む）、廃棄物の運搬処分（残置物を含む）、その他（家屋調査等）付随業務

6. その他特記事項

第1条（目的）

本工事は、令和6年3月に利用を廃止した久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館（以下「しずか館」という。）と附属施設である体育館やプールなどを解体し撤去することを目的とする。

第2条（関係法令等）

本工事は、関係法令及び本仕様書に定める他、下記に示す法令及び条例等に基づき実施するものとする。また、受注者は、本工事に伴う道路占用許可、環境（騒音、振動、粉じん等）対策に係る諸申請関係法令に照らし必要と思われる手続きを行い、本工事を遅滞なく完了させること。

- (1) 建築基準法
- (2) 建設業法
- (3) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）
- (5) 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- (6) 労働安全衛生法
- (7) 大気汚染防止法
- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 石綿障害予防規則
- (11) 地盤変動影響調査算定要領
- (12) 建設リサイクル法の工事通知の手引き公共工事用（令和5年5月）
埼玉県県土整備部建設管理課作成
- (13) 久喜市建設工事標準請負契約約款
- (14) その他関係法令及び条例、規則、通達等

第3条（提出書類）

本工事の提出書類は、以下のとおりとする。

- (1) 分別解体等の計画等
- (2) 工事工程表
- (3) 主任技術者届出書
- (4) 工事写真
- (5) 工事完了届
- (6) その他必要な書類

第4条（分別解体等の計画等）

本工事の実施にあたり、その目的・趣旨を十分に把握した上で、「建設リサイクル法の工事通知の手引き 公共工事専用」（埼玉県県土整備部建設管理課作成）に準じた分別解体等の計画等を工事着工予定日前に市に提出し、承認を受けてから作業を行うものとする。なお、本工事の床面積の合計に関わらず作成するものとする。

第5条（主任技術者）

主任技術者は、本工事の適切な計画、実行を行うため、解体工事に精通し、かつ同種工事の経験を有するものとし、市の承認を得なければならない。

第6条（作業計画）

本工事の実施にあたり、工事の目的・趣旨を十分に把握した上で、作業実施計画書を工事着工予定日前に提出し、市の承認を受けてから作業を行うものとする。

第7条（打合せ協議）

本工事の適正を期すため、適宜打合せ協議を行い、受注者は打合せ協議終了後に打合せ協議簿を作成し、市に提出するものとする。

第8条（報告の義務）

本工事实施期間中、受注者は、市に進捗状況を随時報告し、必要に応じて市に報告書を提出するものとする。

第9条（損害賠償）

受注者は、本工事实施中に第三者より受け又は与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。

また、受注者の過失により近隣に損害が生じた場合は、受注者の責任において現状復旧を行うこと。

第10条（疑義）

本工事にあたり、本仕様書等に明示なき事項、または工事实施の過程において仕様の内容若しくは解釈に疑義が発生した場合には、受注者は速やかに

市と協議を行い、承認を得たうえで作業を実施するものとする。

第11条（秘密の保持）

受注者は、本工事遂行中に知り得た事項及び内容全般について、市の許可なく他に漏らしてはならない。また、本契約終了後も継続するものとする。

第12条（完了）

本工事は本仕様書、関連法規等に従い、誠実かつ完全に施工し、工期内に完了検査を受けるものとし、修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査に合格したのち、引き渡しを行うこと。

第13条（家屋調査）

受注者は、本工事着手前に、解体工事に伴う振動の影響が生じる可能性のある建築物等について、地盤変動影響調査算定要領に基づき調査を実施すること。なお、本工事完了後においても同様に調査を実施し、その調査結報告書を速やかに監督員に提出すること。

第14条（対象建築物等の除却等）

受注者は、対象建築物及びこれに附属する工作物を解体し、発生した廃棄物は適切に処理すること。対象建築物等の基礎についても除却の対象とする。

また、対象建築物等の支持杭については、地表から2.0mの深さまで破砕し、除却すること。なお、存置される支持杭の位置を座標で管理できるよう、測量を行うこと。

さらに、浄化槽については、隣接する土地・建物等に影響を生じさせないように、施工方法や撤去範囲を慎重に検討すること。

第15条（解体後の整地等）

受注者は、解体終了後、現況の高さで整地を行うこと。解体撤去後における維持管理等に配慮した施工とすること。

第16条（工事写真）

受注者は、本工事の着手前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について、「埼玉県建築工事写真作成要領」に基づき、監督員の指示により撮影すること。

第17条（建築物除却届）

受注者は、本工事の着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、適切な手続きを行うこと。

第18条（建設リサイクル法）

受注者は、本工事にあたり、建設リサイクル法に関する届け出について、必要に応じて適切に行うこと。

第19条（家電リサイクル法）

受注者は、本工事の着手に先立ち、対象建築物内に家電4品目があった場合、監督員と協議の上、適切に処理すること。

第20条（廃棄物の処理）

受注者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」等の法令を遵守し、マニフェストシステム等により適切に処理すること。

また、廃棄物の適切処分が確認できるものを監督員に提出すること。

第21条（建設リサイクル法に関する提出書類等）

受注者は、作業実施計画書において、廃棄物の運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。

受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。

第22条（石綿の処理等）

令和5年度に実施した石綿含有調査により、しずか館等の外壁や内装材などに石綿を含有した建材を使用していることが確認されている。（別添：調査報告書参照）

受注者は、「大気汚染防止法」等の法令を遵守し、これらの石綿含有建材を適切に処理すること。

第23条（環境・安全対策）

受注者は、本工事の着手前に付近の状況を調査し、環境保全並びに安全対策に配慮し、本工事を行うこと。工事関係者、第三者に関わらず工事を起因とする人身事故が起きた場合は、早急に、人命救助、緊急連絡、怪我の手当てなど必要な救護措置を行うとともに、2次災害防止対策を講じたうえ、監督員に必ず報告すること。

また、工事現場周辺で発生したその他の人身事故に関しても同様の対応に努めること。

また、本工事の施工にあたり、騒音、振動、粉じんの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。

第24条（保険等）

受注者は、本工事の内容に応じた建設工事保険等（種類：賠償責任）に加入し、保険証書の写しを監督員に提出すること。

第25条（交通整理員の配置）

受注者は、本工事の期間中、必要に応じ交通整理員を配し、通行車両、通行者の安全を確保すること。

第26条（落下防止措置）

受注者は、本工事の施工にあたり、落下防止装置を講じ、通行車両、通行

者の安全を確保すること。

第27条（建設機械）

建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。

第28条（場内管理）

解体等により発生した廃棄物は、敷地内で焼却又は埋め立ててはならない。また、粉じん飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆う等、環境対策に万全を期すること。

第29条（近隣に対する周知等）

本工事の着手に先立ち、監督員と協議の上、近隣住民等に対して「工事のお知らせ」等を配布し、周知すること。

作業に関係する苦情を受けた場合や、他の物件に損傷等を生じさせた場合は、受注者の責任において解決するとともに、速やかに監督員に報告すること。

第30条（工事用電力・水道等）

工事期間中に要する工事用電力、水道等は受注者の費用負担により使用すること。

第31条（汲み取り、汚水等）

しずか館の利用廃止後、浄化槽の維持管理等を行っていないことから、汚水の汲み取りや処分など適切な処理を本工事着手前に実施すること。